

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (8)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

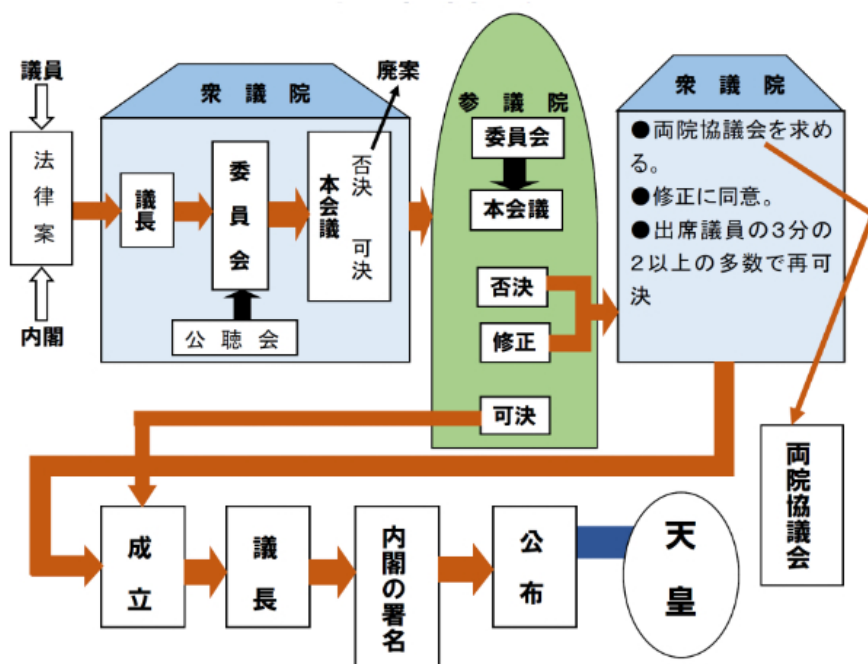
外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (8)



常会 (通常国会)・・・毎年1回、1月中に召集され (国会法第2条)、会期は150日と決まっています (国会法第10条)

憲法第五十二条 【 常 会 】
国会の常会は、毎年一回これを召集する。

説明概要

会期は150日ですが、会期の延長は両議院の議決によりますが、常会 (通常国会) の延長は1回しか認められていません (国会法第12条2項)。したがって、国会の会期中に議決に至らなかった案件は、次の国会には継続しないものとされ (会期不継続の原則: 国会法第68条)、審議未了で廃案となります。

ただし、国会法第47条2項により、「常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された案件 (懲罰事犯の件を含む) については、閉会中もなお、これを審査することができる」としており、委員会は国会閉会中でも継続して審議することが可能となっています。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

傾聴

>>一覧へ戻る

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE [ワーカーズ・ライブラリー]

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.